

財産債務調書の提出制度 (FAQ)

平成 27 年 6 月

国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している省略用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）をいいます。
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）をいいます。
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）をいいます。
通達	平成25年3月29日付課総8－1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）をいいます。
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」をいいます。
評基通	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」をいいます。

目 次

I 通則

【制度の概要等】

- Q 1 財産債務調書の提出制度の概要について教えてください。…………… 1
- Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。…………… 4
- Q 3 12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうか又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たって、含み損があるデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。…………… 5

II 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

- Q 4 財産債務調書には、氏名及び住所（又は居所等）及び個人番号^(注)のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。…………… 6
- Q 5 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等は、その財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。…………… 9
- Q 6 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 9
- Q 7 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 9
- Q 8 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。…………… 10
- Q 9 証券会社に非課税口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。…………… 11

【事業用の財産の価額及び債務の金額の記載】

- Q 10 個人で事業を営んでいます。12月31日現在の事業上の売掛金が多数あります。この売掛金についても所在別に記載する必要がありますか。…………… 11
- Q 11 不動産賃貸業を営んでいます。12月31日現在の未払金や預り保証金が多数あります。これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。…………… 11

【財産の所在の記載事項】

- Q 12 財産債務調書に記載する「財産」の所在は、どのように判定するのですか。… 12
- Q 13 財産の所在について、基本的には相続税法第10条第1項及び第2項の規定によ

り判定するとのことですが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。…………… 15

Q14 社債、株式等の有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。・ 15

【土地の記載事項】

Q15 借地権を保有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記載すればよいのですか。…………… 16

【委託証拠金の記載事項】

Q16 先物取引を行うに当たり、保有するA社の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 16

【債務に係る所在】

Q17 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するのですか。…………… 17

【国外財産調書との関係】

Q18 「国外財産調書」には国外財産を記載して提出することとされていますが、「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2千万円を超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円を超える場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。…………… 17

Ⅲ 財産の価額等

【基本的な考え方】

Q19 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。…………… 20

Q20 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。…………… 20

Q21 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。…………… 20

Q22 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。…………… 21

【財産の見積価額】

Q23 財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。…………… 21

【有価証券の価額等】

Q24 金融商品取引所等に上場等していない法人の株式を保有しています。その法人の決算期は毎年12月末ですが、各期の決算が確定する時期が翌年の3月末です。この場合、この株式の見積価額をどのように算定すればよいのですか。…………… 25

Q25 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。…………… 25

Q26 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。…………… 26

【匿名組合契約の出資の持分の価額】

Q27 匿名組合に出資をしています。その匿名組合の計算期間は毎年12月末日に終了

しますが、計算書は翌年の3月末に送付されています。この場合、その出資の持分の見積価額をどのように算定すればよいのですか。…………… 26

【家庭用動産の価額】

Q28 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 27

Q29 自宅に多数の指輪やネックレスなどを所有しています（事業用ではありません）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。…………… 27

【保険に関する権利の価額】

Q30 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。

なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。…………… 28

【定期金に関する権利の価額】

Q31 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。…………… 28

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

Q32 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。…………… 29

【信託に関する権利の価額】

Q33 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。…………… 29

【預託金等の価額】

Q34 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書の対象になりますか。…………… 30

【無体財産権の価額】

Q35 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。…………… 30

【共有財産の価額】

Q36 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。…………… 31

【相続により取得した財産の価額】

Q37 財産の相続があった場合における財産債務調書の提出義務について、教えてください。…………… 31

【借入金で取得した財産の価額】

Q38 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。…………… 32

【外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法】

Q39 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいので

すか。	32
-----------	----

IV 債務の金額

【基本的な考え方】

Q40 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。	34
-------------------------------------	----

【連帯債務等の金額】

Q41 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。	34
--	----

【外貨で表示されている債務の邦貨換算の方法】

Q42 財産債務調書に記載する債務の金額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている債務の金額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。	34
---	----

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

Q43 財産債務調書を提出等している場合の、過少申告加算税等の特例措置について教えてください。	35
---	----

【加重措置の適用要件】

Q44 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。	36
--	----

【加重措置における「財産債務に関する所得税等の申告漏れ」とは】

Q45 過少申告加算税等の加重措置における、「財産債務に関する所得税等の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。	36
---	----

【年の途中で財産債務を有しなくなった場合】

Q46 平成28年中に国内で保有していたB社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。	37
---	----

【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】

Q47 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。	38
---	----

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q48 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。	39
---	----

I 通則

【制度の概要等】

Q 1 財産債務調書の提出制度の概要について教えてください。

(答)

- 財産債務調書制度は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方が、その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産を有する場合に、財産の種類、数量、価額並びに債務の金額などを記載した「財産債務調書」を、翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく制度です（国外送金等調書法6の2①本文）。

財産債務調書を提出しなければならない方の詳細についてはQ2を、財産債務調書の記載事項についてはQ4～Q18をご参照ください。

整理番号 						
平成 年 12月31日分 財産債務調書						
財産債務を 有する者		住所 (又は事業所、 事務所、居所など)		(電話) — —		
		氏 名				
財産債務 の区分	種 類	用途	所 在	数 量	(上段は有価証券等の取得価額) 財産の価額又は債務の金額	備 考
					円	
					円	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額 () 円)						
財産の価額の合計額			債務の金額の合計額			
(摘要)						

() 枚のうち1枚目

通信日付印
(年月日) (. .)

○ また、財産債務調書の提出に当たっては、財産債務調書に記載した財産の価額及び債務の金額をその種類ごとに合計した金額を記載した、「財産債務調書合計表」を添付する必要があります（国外送金等調書規則別表第四備考4）。

〔参考〕「財産債務調書合計表」

税務署長 年 月 日 平成 年 12月31日分 財産債務調書合計表	
〒 住所 又は 事業所 事務所 居所など	フリガナ 氏 名 性別 職業 男 女 電話番号 (自宅・勤務先・携帯) — — 生年月日 年 月 日 国外財産調書の提出有 ☐ 整理番号

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑭	
建物 ②		貴金属類 ⑮	
山林 ③		動産 (④、⑭、⑮以外) ⑯	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑰	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑱	
有価証券		の預託金等 ⑲	
上場株式 ⑥		他の組合等に対する出資 ⑳	
取得価額 ㉑		の信託に関する権利 ㉑	
非上場株式 ⑦		財産 無体財産権 ㉒	
取得価額 ㉓		その他の財産 (上記以外) ㉓	
株式以外の有価証券 ⑧		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計 ㉔	
取得価額 ㉕		財産の価額の合計額 ㉕	
匿名組合契約の出資の持分 ⑨		国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉖	
取得価額 ㉗		国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉗	
未決済信用取引に係る権利 ⑩		債務の区分	債務の金額
取得価額 ㉙		借入金 ㉘	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑪		未払金 ㉙	
取得価額 ㉛		その他の債務 ㉚	
貸付金 ⑫		債務の金額の合計額 ㉛	
未収入金 ⑬			

備考

税理士
署名押印

 電話番号 — —

整理欄
 通信日付印 確認印 異動年月日
 年 月 日
 枚数 区 分
 A B C D E F G H I

- 「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」は、税務署の窓口で入手することができます。
 また、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「申請・届出様式 (法定調書関係)」にも掲載しています。

「財産債務調書合計表」は、カラープリンタで出力した場合、そのまま提出用として使用できます。

Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。

(答)

○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がある方で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、財産債務調書を提出しなければなりません（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文）

(1) その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額^(注1)が2千万円を超えること

(2) その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産^(注2)又はその価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産^(注3)を有すること

(注1) 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です（国外送金等調書令 12 の 2 ⑤）。

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- ・ 純損失や雑損失の繰越控除
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(注2) 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含みます。

(注3) 国外転出特例対象財産とは、国外転出時課税制度（所得税法 60 の 2、60 の 3）の対象となる次の財産をいいます（国内に所在するか国外に所在するかを問いません。）（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、所得税法 60 の 2 ①～③）。

- ① 所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券又は所得税法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分
- ② 決済していない金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項に規定する信用取引又は所得税法施行規則第23条の4に規定する発行日取引に係る権利
- ③ 決済していない金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利

〔参考〕所得税の確定申告をする必要がある方の例

○ その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、1か所から給与等の支払を受けており、その給与の全部について源泉徴収される方で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である方等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

○ このほか、所得税の申告義務の有無に関しては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の《パンフレット・手引き「確定申告に関する手引き等」》をご覧ください。

○ なお、財産債務調書の提出期限までの間（その年の翌年の3月15日までの間）に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①ただし書）。

また、年の中で死亡した場合には、その死亡した年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要がある場合であっても、その死亡した年の12月31日分の財産債務調書を提出する必要はありません。

Q 3 12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうか又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たって、含み損があるデリバティブ取引に係る権利の価額も含める必要がありますか。

(答)

- その年の12月31日において保有する財産の価額の合計額が3億円以上であるかどうかを判定するに当たっては、含み損のあるデリバティブ取引や信用取引等に係る権利の価額を含めて判定します。

- なお、その年の12月31日において決済していない信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利の価額については、見積価額として、その年の12月31日において決済したとみなして算出した利益の額又は損失の額とすることができます（Q21をご確認ください）。
この場合、含み損のある信用取引等又はデリバティブ取引に係る権利について、その価額（見積価額）が負（マイナス）となる場合には、財産の価額の合計額を算定する際に、他の財産の価額と通算して計算します。

- これは、その年の12月31日において保有する国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上であるかどうかを判定するに当たっても同様です。

Ⅱ 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

Q 4 財産債務調書には、氏名、住所（又は居所等）及び個人番号^(注)のほか、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等を記載することとされていますが、記載事項を具体的に教えてください。

(答)

- 財産債務調書には、財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額その他必要な事項を記載することとされています。

具体的には、国外送金等調書規則別表第三上欄に規定する財産債務の区分に応じて、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」又はその債務の「金額」を記入します（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①）。

なお、「事業用」とは、この財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

また、財産債務の区分のうち、「(六) 有価証券」、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、「取得価額」の記入も必要です（取得価額の例については、Q26 をご参照ください。）。

(注) 個人番号の記載は、平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書から必要とされていますので、平成 27 年 12 月 31 日における財産債務について平成 28 年 3 月 15 日までに提出すべき財産債務調書には個人番号を記載する必要はありません（所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）附則 101④）

【参考】財産債務の区分及び記載事項（国外送金等調書規則別表第三）

財産債務の区分	記 載 事 項
(一) 土地	用途別及び所在別の地所数、面積及び価額
(二) 建物	用途別及び所在別の戸数、床面積及び価額
(三) 山林	用途別及び所在別の面積及び価額
(四) 現金	用途別及び所在別の価額
(五) 預貯金	種類別（当座預金、普通預金、定期預金等の別）、用途別及び所在別の価額
(六) 有価証券	種類別（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(七) 匿名組合契約の出資の持分	種類別（匿名組合の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(八) 未決済信用取引等に係る権利	種類別（信用取引及び発行日取引の別並びに銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	種類別（先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別及び銘柄の別）、用途別及び所在別の数量及び価額並びに取得価額
(十) 貸付金	用途別及び所在別の価額
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	用途別及び所在別の価額

(十二) 書画骨とう及び美術工芸品	種類別（書画、骨とう及び美術工芸品の別）、用途別及び所在別の数量及び価額（1点10万円未満のものを除く。）
(十三) 貴金属類	種類別（金、白金、ダイヤモンド等の別）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十四) (四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産	種類別（(四)、(十二)及び(十三)に掲げる財産以外の動産について、適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額（1個又は1組の価額が10万円未満のものを除く。）
(十五) その他の財産	種類別（(一)から(十四)までに掲げる財産以外の財産について、預託金、保険の契約に関する権利等の適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び価額
(十六) 借入金	用途別及び所在別の金額
(十七) 未払金（支払手形を含む。）	用途別及び所在別の金額
(十八) その他の債務	種類別（前受金、預り金など適宜に設けた区分）、用途別及び所在別の数量及び金額

- また、国外送金等調書規則別表第三上欄に規定する財産債務の区分のうち、次に掲げる財産債務の区分に該当する財産債務の「所在」の記載に当たっては、「その他必要な事項」として、所在地のほか、債務者等の氏名又は名称を記載してください（国外送金等調書法6の2①本文、通達6の2-4、6の2-6、6の2-7）。

【参考】財産債務の所在（氏名又は名称）の記載要領

財産債務の区分	氏 名 又 は 名 称
(五) 預貯金	預貯金を預入れている金融機関の名称（支店名を含む。）
(六) 有価証券	有価証券取引に係る金融機関の名称（支店名を含む。）
(七) 匿名組合契約の出資の持分	営業者等の氏名または名称
(八) 未決済信用取引等に係る権利	信用取引等に係る金融機関の名称（支店名を含む。）
(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利	デリバティブ取引に係る金融機関の名称（支店名を含む。）
(十) 貸付金	貸付金に係る債務者の氏名又は名称
(十一) 未収入金（受取手形を含む。）	未収入金に係る債務者の氏名又は名称
(十五) その他の財産	預託金等の預入れ先の氏名又は名称
(十六) 借入金	借入金に係る債権者の氏名又は名称
(十七) 未払金（支払手形を含む。）	未払金に係る債権者の氏名又は名称
(十八) その他の債務	預り金等の預り先の氏名又は名称

- 財産の所在の判定についての詳細は、Q12をご確認ください。
- 財産債務調書の記載例については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の《申請・届出様式（法定調書関係）》に掲載していますのでご覧ください。

「財産債務調査」の記載例

平成××年12月31日分 財産債務調査書

整理番号 0XXXXXX

財産債務を有する者		住 所		(電話)					
		氏 名		――					
財産債務の区分	種 類	用途	所 在	数量	仕訳経時率時価 財産価額又は簿価の額	備考			
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1 250㎡	―― 250,000,000	――			
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	1 500㎡	―― 110,000,000	――			
建物		一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501	1 95㎡	―― 89,000,000	土地を含む			
			建物計		―― 199,000,000	――			
預貯金	普通預金	事業用 一般用	〇〇銀行△△支店		―― 38,961,915	――			
有価証券	上場株式(B社)	一般用	△△証券△△支店	5,000株	6,500,000 6,450,000	――			
匿名組合出資		一般用	東京都港区〇〇1-1-1 株式会社B	100口	100,000,000 140,000,000	――			
未決済デリバティブに係る権利	先物取引(〇〇)	一般用	××証券××支店	100口	30,000,000 29,000,000	――			
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇2-1-1 〇〇△△		―― 3,000,000	――			
未収入金	売掛金	事業用	東京都豊島区〇〇2-1-1 株式会社C		―― 1,500,000	――			
未収入金	売掛金	事業用	その他10件		―― 2,300,000	――			
			未収入金計		―― 3,800,000	――			
貴金屬類	ダイヤモンド	一般用	〇〇市〇〇町1-1-3	3個	―― 6,000,000	――			
その他の財産	家庭用動産	一般用	〇〇市〇〇町1-1-3	20個	―― 3,000,000	――			
その他の財産	委託証拠金	一般用	××証券××支店		―― 10,000,000	――			
借入金		事業用	〇〇銀行△△支店		―― 20,000,000	――			
未払金	買掛金	事業用	東京都港区〇〇7-8-9 株式会社D		―― 1,500,000	――			
その他債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇2-3-4 株式会社E		―― 2,000,000	――			
国外財産調査に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額(34,000,000円))				80,000,000					
財産の価額の合計額		769,211,915		債務の金額の合計額					
				23,500,000					
(摘要)									

(1)枚のうち(1)枚目

- 【各財産及び債務共通】
- それぞれの財産債務を「事業用」と「一般用」に区分し、更に、所在の別に区分します。
 - 所在については、それぞれの財産債務の所在地を記入してください。
※ 各財産債務において記載例が示されている場合には、各財産債務の書き方に従って記入してください。
 - 財産の時価については、その年の12月31日における財産の時価又は時価に準ずる価額として「見種価額」を記入してください。
 - 一の財産及び債務の区分について複数の財産及び債務を記入する場合には、財産及び債務の区分ごとに価額(小計)を記入してください。
 - 事業用の財産債務で「未収入金」「その他の財産」「その他の債務」に区分される債権又は債務について、その価額又は金額が100万円未満のものについては、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記入して差し支えありません。
 - 国外財産調査を提出する場合には、国外財産調査に記載した国外財産の価額の合計額及び国外転出特例対象財産の価額の合計額を財産債務調査にも記入してください。

土地

○ 「数量」欄の上段に地所数を、下段に面積を記入してください。

建物

- 「数量」欄の上段に戸数を、下段に床面積を記入してください。
- 2以上の財産区分からなる財産を一括して記入する場合には「備考」欄に一括して記入する財産の区分等を記入してください。

有価証券

- 上記「各財産及び債務共通」の1に加え、有価証券の種類(株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等)及び銘柄の別に区分します。
- 「種類」欄に有価証券の種類及び銘柄を記入してください。
なお、株式については、「上場株式」と「非上場株式」に区分して記入してください。
- 「所在」欄は有価証券の保管等を委託している場合には、金融商品取引業者等の所在地、名称及び支店名を記入してください。
- 「価額」欄の上段には取得価額を記載してください。

貸付金及び未収入金

○ 「所在」欄は債務者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

その他の財産

○ 右記「貴金屬類」に準じて記入してください。

※ その他の財産とは、家庭用動産(家具、什器備品や自動車などの動産(現金、書画等とう、美術工芸品、貴金屬類を除きます。))、棚卸資産、減価償却資産をいいます。

※ 貴金屬類のうち、いわゆる準金具として用いられるものは、家庭用動産として取り扱って差し支えありません。

借入金及び未払金

○ 「所在」欄は債権者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

その他の債務

○ 右記「書面骨とう」に準じて記入してください。

※ その他の債務とは、「借入金」「未払金」に当てはまらない債務、例えば、前受金、預り金、保証金、敷金などをいいます。

預貯金

- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、預貯金の種類(当座預金、普通預金、定期預金等)の別に区分します。
- 「種類」欄に預貯金の種類を記入してください。
- 「所在」欄は預貯金を預入れている金融機関の所在地、名称及び支店名を記入してください。

匿名組合契約の出資の持分

- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、匿名組合の別に区分します。
- 「所在」欄は金融商品取引業者等に取引を委託している場合には、その名称及び支店名を記載してください。
- 「価額」欄の上段には取得価額を記入してください。

未決済信用取引等に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利

- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、未決済信用取引に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の種類及び銘柄の別に区分します。
- 「種類」欄に未決済信用取引に係る権利及び未決済デリバティブ取引に係る権利の種類及び銘柄を記入してください。
- 「所在」欄は金融商品取引業者等に取引を委託している場合には、その名称及び支店名を記載してください。
- 「価額」欄の上段には取得価額を記入してください。

貴金屬類

- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、貴金屬の種類(金、白金、ダイヤモンド等)の別に区分します。
- 「種類」欄に貴金屬の種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数又は重量を記入してください。

書面骨とう及び美術工芸品

- 左記「各財産及び債務共通」の1に加え、書画等とうの種類(書画、骨とう、美術工芸品)の別に区分します。
- 「種類」欄に書面骨とうの種類を記入してください。
- 「数量」欄に点数を記入してください。

その他の財産

○ 上記「貴金屬類」に準じて記入してください。

※ その他の財産とは、上記のどの種類にも当てはまらない財産、例えば、保険契約に関する権利、民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資、信託受益権などをいいます。

「財産の価額の合計額」「債務の金額の合計額」欄

○ 2枚以上の調査を作成、提出する場合でも、「合計額」は1枚目の調査に記入してください。

※ 価額等の記入に当たっては、裏面を参照してください。

Q 5 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の金額等は、その財産債務の用途別（一般用及び事業用の別）に記載することとされています。

保有する財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、どのように判定すればよいのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載すべき財産債務の用途が「一般用」であるのか、「事業用」であるのかについては、次のとおり判定します。

○ 事業用の財産債務とは、その財産債務を、財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供している財産債務をいいます。

また、一般用の財産債務とは、当該事業又は業務の用に供する以外の財産債務をいいます（国外送金等調書規則別表第三備考一）。

Q 6 財産債務の用途が「一般用」及び「事業用」の兼用である場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産債務の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①）。

○ なお、財産債務調書に記載すべき財産債務の用途が、「一般用」及び「事業用」の兼用である場合には、財産債務調書を提出する方の事務負担を軽減する観点から、一般用部分と事業用部分とを区分することなく、財産債務調書に記載することができます（通達 6 の 2－4、6 の 2－6）。

○ したがって、財産債務調書の記載に当たり、「用途」欄には「一般用、事業用」と記載し、「価額」欄は、用途別に区分することなく算定した財産の価額又は債務の金額を記載して差し支えありません。

Q 7 避暑用のリゾートマンション（土地付建物）を保有しています。売買契約書を確認しても「土地」と「建物」の価額に区分することができません。このような財産の場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在並びに債務の金額等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15 ①）。

- なお、財産債務調書に記載すべき財産が同別表に規定する 2 以上の財産の区分からなる財産で、それぞれの財産の区分に分けて財産の価額を算定することが困難な場合には、財産債務調書を提出される方の事務負担を軽減する観点から、これらの財産は一体のものとしてその財産の価額を算定し、いずれかの財産の区分にまとめて記載することができます（通達 6 の 2－4）。

- お尋ねのリゾートマンション（土地付建物）については、財産債務調書の各欄に次のとおり記載してください。

〔参考〕 2 以上の財産からなる財産債務に係る財産債務調書（各欄）の記載要領

各 欄	記 載 要 領
財産債務の区分	「建物」
用 途	「一般用」
所 在	リゾートマンションが所在する「住所」
数 量	上段に「戸数」、下段に「床面積」
価 額	建物及び土地の合計額
備 考	価額には「土地を含む」旨

Q 8 証券会社に特定口座を開設しています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。

（答）

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①）。

また、有価証券に区分される財産については、「種類別」は「株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別及び銘柄の別」とすることとされています（国外送金等調書規則別表第三）。

- しかしながら、特定口座内に保有する上場株式等については、「種類別」のうち「銘柄の別」の記載をせず、所在別、株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません（通達 6 の 2－4(4)）。

- なお、特定口座内で上場株式等の信用取引又は発行日取引を行っている場合で、その年の 12 月 31 日において決済していないものについては、財産債務の区分のうち「未決済信用取引等に係る権利」に区分される財産に該当しますが、当該口座内の当該信用取引等に係る権利についても、「種類別」のうち「銘柄の別」の記載をせず、所在別、株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません。

Q 9 証券会社に非課税口座を開いています。この口座内で保有する上場株式等については、財産債務調書にどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 非課税口座内に保有する上場株式等については、「種類別」のうち「銘柄の別」に記載せず、所在別、株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額及び取得価額を記載して差し支えありません（通達 6 の 2 - 4 (4)）。

【事業用の財産の価額及び債務の金額の記載】

Q10 個人で事業を営んでいます。12 月 31 日現在の事業上の売掛金が多数あります。この売掛金についても所在別に記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①）。
- したがって、財産債務調書の記載にあたり、売掛金など事業上の債権についてはその所在別（相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在）にその価額を記載することとなります。
- しかしながら、財産債務調書を提出する方の事務負担を軽減する観点から、「未収入金」又は「その他の財産」に区分される財産のうち、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債権であり、かつ、その年の 12 月 31 日における価額が 100 万円未満のものについては、所在別に記載をせず、その件数と総額を記載することとして差し支えありません（通達 6 の 2 - 4 (5)）。

Q11 不動産賃貸業を営んでいます。12 月 31 日現在の未払金や預り保証金が多数あります。これらの債務についても所在別に記載する必要がありますか。

(答)

- 財産債務調書に記載する債務の金額等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する債務の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 15①）。
- したがって、財産債務調書の記載にあたり、未払金や預り保証金など事業上の債務についてはその所在別（相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在）にその金額を記載することとなります。
- しかしながら、「未払金」又は「その他の債務」に区分される債務のうち、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供する債務であり、かつ、その年の 12 月

31 日における金額が 100 万円未満のものについては、所在別に記載をせず、その件数と総額を記載することとして差し支えありません（通達 6 の 2－6(2)）。

【財産の所在の記載事項】

Q12 財産債務調書に記載する「財産」の所在は、どのように判定するのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の所在については、基本的には財産の所在の判定について定める相続税法第 10 条の規定によることとされ、同条第 1 項及び第 2 項に掲げる財産については、これらの規定の定めるところによることとされています（国外送金等調書法 6 の 2③、国外送金等調書令 10、12 の 2①）。

○ なお、有価証券等^(注1)が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿^(注2)に記載等がされているものである場合等におけるその有価証券等の所在については、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項等の規定にかかわらず、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在によることとされています（国外送金等調書令 10②、12 の 2①、国外送金等調書規則 12③ただし書・④、15③、通達 6 の 2－5）。

(注 1) 「有価証券等」とは具体的には次のものをいいます。

- ① 貸付金債権（相続税法第 10 条第 1 項第 7 号に掲げる財産）に係る有価証券
- ② 社債若しくは株式、法人に対する出資又は外国預託証券（相続税法第 10 条第 1 項第 8 号に掲げる財産）
- ③ 集団投資信託又は法人課税信託に関する権利（相続税法第 10 条第 1 項第 9 号に掲げる財産）に係る有価証券
- ④ 国債又は地方債（相続税法第 10 条第 2 項に規定する財産）
- ⑤ 外国等の発行する公債（相続税法第 10 条第 2 項に規定する財産）
- ⑥ 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する財産）
- ⑦ 組合契約等に基づく出資（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する財産）に係る有価証券
- ⑧ 信託に関する権利（国外送金等調書規則第 12 条第 3 項第 4 号に規定する財産）に係る有価証券

(注 2) 「金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に規定する振替口座簿をいい、外国におけるこれに類するものを含みます。

○ その年の 12 月 31 日において保有する各財産の所在の具体的な記載については、その財産の現況により、次表により記載します。

財産の所在の記載一覧表

	財産及び債務の種類	所在の記載
1	不動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利	その不動産又は不動産の所在
2	1のうち、船舶又は航空機	船籍又は航空機の登録をした機関の所在 ^(注1)
3	鉱業権若しくは租鉱権又は採石権	鉱区又は採石場の所在
4	漁業権又は入漁権	漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画
5	金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金 ^(注2)	その預金等の受入れをした営業所又は事業所の所在
6	保険金（保険の契約に関する権利を含みます。） ^(注3)	その保険の契約に係る保険会社等の本店等又は主たる事務所の所在
7	退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（一定の年金又は一時金に関する権利を含みます。） ^(注4)	その給与を支払った者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在
8	貸付金債権	その債務者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在 ^(注5)
9	社債若しくは株式（株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利その他これに類する権利を含みます。）が含まれます。）、法人に対する出資又は外国預託証券 ^(注6、7)	その社債若しくは株式の発行人、その出資のされている法人又は外国預託証券に係る株式の発行人の本店又は主たる事務所の所在
10	集団投資信託又は法人課税信託に関する権利	これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在
11	特許権、実用新案権、意匠権若しくはこれらの実施権で登録されているもの、商標権又は回路配置利用権、育成者権若しくはこれらの利用権で登録されているもの	その登録をした機関の所在
12	著作権、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物が発行されているもの	これを発行する営業所又は事業所の所在
13	1から12までの財産を除く（ほか、営業所又は事業所を有する者の営業上又は事業上の権利	営業所又は事業所の所在
14	国債又は地方債	この法律の施行地（国内）
15	外国又は外国の地方公共団体その他これに準ずるものの発行する公債	その外国
16	預託金又は委託証拠金その他の保証金（5に該当する財産を除きます。）	左記の預託金等の受入れをした営業所又は事務所その他これらに類するものの所在
17	抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書	左記の有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在
18	組合契約等に基づく出資	左記の組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するものの所在
19	信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在

20	未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利	これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するものの所在
21	1 から 20 までに掲げる財産以外の財産	その財産を有する者の住所（住所を有しない場合は居所）

(注 1) 船籍のない船舶については、相続税法基本通達 10-1 に基づき、動産としてその所在を判定します。
 (注 2) 「金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金」とは、相続税法施行令第 1 条の 13 に規定するものをいいます。
 (注 3) 「保険の契約に関する権利」の所在については、国外送金等調書規則第 12 条第 2 項の規定の適用があります。
 (注 4) 「一定の年金又は一時金に関する権利」とは、相続税法施行令第 1 条の 3 に定める年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含みます。）をいいます。
 (注 5) 債務者が 2 以上ある場合には、主たる債務者とし、主たる債務者がないときは、相続税法施行令第 1 条の 14 により判定した一の債務者となります。
 (注 6) 「外国預託証券」とは、相続税法施行令第 1 条の 15 《有価証券》に規定する外国預託証券をいいます。
 (注 7) 「株式に関する権利（株式を無償又は有利な価額で取得することができることに類する権利を含みます。）」の所在については、国外送金等調書規則第 12 条第 2 項の規定の適用があります。
 (注 8) 左記の財産に係る有価証券が、金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合の取扱いです。

Q13 財産の所在について、基本的には相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定により判定するとのことですが、相続税法以外の規定により所在を判定する財産もあるのですか。

(答)

- 相続税法に規定する社債、株式等の有価証券等のうち一定のものについては、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、国外送金等調書令第 12 条の 2 第 1 項が準用する同第 10 条第 2 項の規定により所在を記載します（詳細は Q14 を参照）。
- また、相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する財産以外の財産で、次に掲げる財産については、国外送金等調書規則第 12 条第 3 項の規定により、それぞれ次によりその所在を記載します（国外送金等調書令 12 の 2 ⑥、国外送金等調書規則 12③、15②）。
 - (1) 預託金又は委託証拠金その他の保証金
預託金又は委託証拠金その他の保証金の受入れをした営業所又は事務所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③一）。
 - (2) 抵当証券又はオプションを表示する証券若しくは証書等
これらの有価証券の発行者の本店又は主たる事務所の所在（国外送金等調書規則 12③二）。
 - (3) 組合契約等に基づく出資
これらの契約に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③三）。
 - (4) 信託に関する権利（集団投資信託又は法人課税信託に関する権利及び上記(1)から(3)までの財産に該当するものを除きます。）
その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③四）。
 - (5) 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引に係る権利
これらの取引に係る契約の相手方である金融商品取引業者等の営業所、事業所その他これらに類するものの所在（国外送金等調書規則 12③五）。
 - (6) 上記以外の財産
その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在（国外送金等調書規則 12③六）。
- なお、上記(2)から(4)の財産に係る有価証券のうち一定のものについては、国外送金等調書規則第 12 条第 3 項ただし書の規定により所在を記載します（詳細は Q12 を参照）。

Q14 社債、株式等の有価証券等の所在は、具体的にどのように記載するのですか。

(答)

- 財産の所在の記載については、基本的には財産の所在について定める相続税法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定によることとされ、これらの項に規定する財産については、これらの項の定めるところによることとされています（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 10①、12 の 2 ①）。
- ただし、社債、株式等の有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）が金融商品取引業

者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在により記載することとされています（国外送金等調書令 10②、12 の 2①、国外送金等調書規則 12③ただし書、通達 6 の 2－5）。

【土地の記載事項】

Q15 借地権を保有していますが、財産債務調書にはこの借地権をどのように記載すればよいのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法 6 の 2①本文、国外送金等調書令 12 の 2⑥、国外送金等調書規則 15①）。

○ お尋ねの借地権については、「財産債務の区分」のうち「土地」に該当するものとして記載してください。

【委託証拠金の記載事項】

Q16 先物取引を行うに当たり、保有する A 社の株式（上場株式）を委託証拠金として証券会社に預託しました。この預託した株式について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

○ 先物取引、オプション取引などのデリバティブ取引や、信用取引等を行う際に、委託証拠金その他の保証金として現金又は有価証券を証券会社等に預託することがあります。

○ この委託証拠金その他の保証金として預託した現金又は有価証券については、次のように取り扱います。

(1) 預託した現金

財産の区分のうち「その他の財産」に該当し、財産債務調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額を記載します。

(2) 預託した有価証券（いわゆる代用有価証券）

財産の区分のうち「有価証券」に該当し、財産債務調書には、種類別、用途別、所在別の数量及び価額^(注)並びに取得価額を記載します（通達 6 の 2－2(1)イ）。

(注) 価額は、委託証拠金その他の保証金として取り扱われた金額（いわゆる代用価格に基づく金額）ではなく、当該有価証券の時価又は見積価額を記載します。

○ したがって、ご質問の委託証拠金として預託した株式については、区分欄には「有価証券」と、種類欄には「上場株式（A 社）」と記載します。

【債務に係る所在】

Q17 「債務」に係る所在については、財産債務調書にどのように記載するのですか。

(答)

○ 債務に係る所在については、次のとおり記載することとされています（通達6の2-7）。

- (1) その債務の相手方の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在を記載します。
- (2) 所在は、所在地のほか、氏名又は名称を記載します。

【国外財産調書との関係】

Q18 「国外財産調書」には国外財産を記載して提出することとされていますが、「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2千万円を超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円以上又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上である場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。

(答)

○ 「国外財産調書」の提出が必要な方であっても、所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上である財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産を有する方は、財産債務調書の提出も必要になります（国外送金等調書法6の2①本文）。

財産債務調書の提出基準の詳細については、Q2をご確認ください。

○ この場合、「財産債務調書」には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除く。）の記載を要しないこととされていますので（国外送金等調書法6の2②）、「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」には、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載してください（18頁[参考]「財産債務調書」に係る国外財産の記載例及び19頁[参考]「財産債務調書合計表」に係る国外財産の価額の記載例を参照ください。）。

なお、国外に存する債務については、「財産債務調書」に記載する必要があります。

〔参考〕「財産債務調書」に係る国外財産の記載例（「国外財産調書」を提出する場合）

平成××年 12 月 31 日分 財産債務調書

財産債務を有する者	住所 (又は事業所、事務所、居所など)					
	氏名		(電話) — —			
財産債務の区分	種類	用途	所在地	数量	(上段は有価証券等の取得価額 財産の価額又は債務の金額)	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇 1-1-1	1 250 m ²	250,000,000	
建物		事業用	東京都港区〇〇 3-3-3	1 500 m ²	110,000,000	
建物		一般用	東京都品川区〇〇 5-5-5-2501	1 95 m ²	89,000,000	土地を含む
			建物計		(199,000,000)	
預貯金	普通預金	事業用 一般用	〇〇銀行△△支店		38,961,915	
有価証券	上場株式 (B 社)	一般用	△△証券△△支店	5,000 株	6,500,000 6,450,000	
匿名組合契約の出資		一般用	東京都港区〇〇 1-1-1 株式会社 B	100 口	100,000,000 140,000,000	
未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引 (〇〇)	一般用	××証券××支店	100 口	30,000,000 29,000,000	
貸付金		事業用	東京都目黒区〇〇 2-1-1 〇〇 △△		3,000,000	
未収入金	売掛金	事業用	東京都豊島区〇〇 2-1-1 株式会社 C		1,500,000	
未収入金	売掛金	事業用	その他 10 件		2,300,000	
			未収入金計		(3,800,000)	
貴金属類	ダイヤモンド	一般用	〇〇市〇〇町 1-1-3	3 個	6,000,000	
その他の動産	家庭用動産	一般用	〇〇市〇〇町 1-1-3	20 個	3,000,000	
その他の財産	委託証拠金	一般用	××証券××支店		10,000,000	
借入金		事業用	〇〇銀行△△支店		20,000,000	
未払金	買掛金	事業用	東京都港区〇〇 7-8-9 株式会社 D		1,500,000	
その他債務	保証金	事業用	東京都台東区〇〇 2-3-4 株式会社 E		2,000,000	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の価額の合計額 (34,000,000) 円)					89,000,000	
財産の価額の合計額		778,211,915		債務の金額の合計額		23,500,000
(摘要)						

(1) 枚のうち (1) 枚目

摘要欄に「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。

〔参考〕「財産債務調書合計表」に係る国外財産の記載例（「国外財産調書」を提出する場合）

税務署長
年 月 日 平成 XX 年 1 2 月 3 1 日 分 財産債務調書合計表

住所 又は 事業所 事務所 居所など	〒 1 0 0 - 0 0 1 3	フリガナ	コ ク セ イ タ ロ ウ			
	東京都千代田区霞が関 3-1-1	氏名	国税 太郎			
		性別	職業	電話番号		
		男 ☒ 女 ☐	会社役員	(自宅・勤務先・携帯) 03 -XXXX- XXXX		
		生年月日	3 5 1 2 1 0	国外財産調書の提出有	☐	
					整理番号	

財産の区分		財産の価額又は取得価額										財産の区分		財産の価額又は取得価額												
土地		①	2500000000										書画骨とう美術工芸品		⑭											
建物		②											貴金属類		⑮	3100000000										
山林		③											動産 (④、⑭、⑮以外)		⑯	900000000										
現金		④											その他の財産 (上記以外)		⑰	保険の契約に関する権利										
有価証券		⑤	38961915												⑱	株式に関する権利										
		⑥	64500000												⑲	預託金等										
		ア	65000000												⑳	組合等に対する出資										
		⑦													㉑	信託に関する権利										
非上場株式		⑦											財産		㉒	無体財産権										
取得価額		イ													㉓	その他の財産(上記以外)										
株式以外の有価証券		⑧													㉔	国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額										
取得価額		ウ													㉕	財産の価額の合計額										
匿名組合契約の出資の持分		⑨											国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪		㉖	3400000000										
取得価額		エ													㉗	4045000000										
未決済信用取引等に係る権利		⑩													債務の区分		債務の金額									
取得価額		オ													㉘	6500000000										
未決済デリバティブ取引に係る権利		⑪											借入金		㉙											
取得価額		カ											未払金		㉚											
貸付金		⑫											その他の債務		㉛											
未収入金		⑬											債務の金額の合計額		㉜	6500000000										

国外財産調書の提出をする場合には、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。

Ⅲ 財産の価額等

【基本的な考え方】

Q19 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における時価によらなければならないのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法6の2③、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④）。
- これは、財産の価額について、その年の12月31日における「時価」の算定が困難な場合等も考えられることから、財産債務調書を提出される方の事務負担等を軽減する観点から時価に準ずるものとして「見積価額」によることを認めることとしているものです。
- したがって、財産債務調書に記載する財産の価額は、その財産の「時価」ではなく「見積価額」を算定し記載しても差し支えありません。
- なお、「時価」についてはQ20を、「見積価額」についてはQ21をそれぞれご確認ください。

Q20 財産の「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 財産の「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます（通達6の2－8前段）。
その価額は、財産の種類に応じて、動産及び不動産等については専門家による鑑定評価額、上場株式等については、金融商品取引所等^(注)の公表する同日の最終価格等となります。
- (注) 「金融商品取引所等」とは、金融商品取引所のほか、店頭登録等の公表相場があるものを指します。

Q21 財産の「見積価額」とは、どのような価額をいうのですか。

(答)

- 財産の「見積価額」とは、その財産の種類等に応じて、次の方法で算定した価額をいいます（国外送金等調書規則12⑤、15④、通達6の2－8後段、6の2－9、6の2－10）。
 - ① 事業所得の基因となる棚卸資産
その年の12月31日における「棚卸資産の評価額」
 - ② 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る減価償却資産
その年の12月31日における「減価償却資産の償却後の価額」
 - ③ 上記①及び②以外の財産

その年の 12 月 31 日における「財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額」
 なお、「見積価額」の具体的な算定方法については、Q23 以降をご確認ください。

Q22 財産債務調書に記載する財産の価額は、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でもよいのですか。

(答)

- 財産評価基本通達では、相続税及び贈与税の課税価格計算の基礎となる各財産の評価方法に共通する原則や各種の財産の評価単位ごとの評価の方法を定めています。

財産債務調書に記載する財産の価額についても、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えありません。

【財産の見積価額】

Q23 財産の「見積価額」の合理的な算定方法について、財産の種類ごとに具体的に教えてください。

(答)

- 財産債務調書に記載すべき財産（事業所得の基因となる棚卸資産及び不動産所得、事業所得、雑所得又山林所得に係る減価償却資産を除きます。）の「見積価額」については、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定する必要があります。
- 合理的な方法により算定された財産の「見積価額」とは、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます（通達 6 の 2－9）。

財産の種類	見積価額の算定方法
土地	○ 次のいずれかの方法により算定した価額。 (1) その年の 12 月 31 日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第 381 条(固定資産課税台帳の登録事項)の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の 12 月 31 日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。）。 (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。 (3) その年の翌年 1 月 1 日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。
建物	○ 次のいずれかの方法により算定した価額。 (1) その年の 12 月 31 日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額（地方税法第 381 条(固定資産課税台帳の登録事項)の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。

財産の種類	見積価額の算定方法
	す。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。) (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。 (3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。 (4) 業務の用に供する財産以外のものである場合には、その財産の取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。 (注) 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間(その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。)の償却費の額の合計額。また、償却方法は、定額法によるものとし、その耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。
山林	○ 次のいずれかの方法により算定した価額。 (1) その年の12月31日が属する年中に課された固定資産税の計算の基となる固定資産税評価額(地方税法第381条(固定資産課税台帳の登録事項)の規定により登録された基準年度の価格又は比準価格をいいます。なお、その財産に対して、外国又は外国の地方公共団体の定める法令により固定資産税に相当する租税が課される場合には、その年の12月31日が属する年中に課された当該租税の計算の基となる課税標準額とします。) (2) 取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的な方法によって見積もって算出した価額。 (3) その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。
預貯金	○ その年の12月31日における預入高。 (注) 定期預金(定期貯金を含む。以下「定期預金等」といいます。)で、その年の12月31日において当該定期預金等に係る契約において定める預入期間が満了していないものについては、当該契約の時に預け入れした元本の金額を見積価額として差し支えありません。
有価証券 (金融商品取引所等に上場等されている有価証券以外の有価証券)	○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。 (1) その年の12月31日における売買実例価額(同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額)のうち、適正と認められる売買実例価額。 (2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその有価証券を譲渡した場合における譲渡価額

財産の種類	見積価額の算定方法
	額。 (3) (1)及び(2)がない場合には、次の価額。 イ 株式については、当該株式の発行人のその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ロ 新株予約権については、その目的たる株式がその年の12月31日における金融商品取引所等の公表する最終価格がないものである場合には、同日におけるその目的たる株式の見積価額から1株当たりの権利行使価額を控除した金額に権利行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額。 （注）「同日におけるその目的たる株式の見積価額」については、(1)・(2)・(3)イの取扱いに準じて計算した金額とすることができます。 (4) (1)、(2)及び(3)がない場合には、取得価額。
匿名組合契約の出資の持分	匿名組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額。 ただし、営業者等から計算書等の送付等がない場合には、出資額によることとして差し支えありません。
未決済信用取引等に係る権利	金融商品取引所等において公表された当該信用取引等に係る有価証券のその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該信用取引等を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額。
未決済デリバティブ取引に係る権利	○ 次の(1)又は(2)の方法により算定した価額。 (1) 金融商品取引所等に上場等されているデリバティブ取引 取引所において公表されたその年の12月31日の最終の売買の価格（公表された同日における当該価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、公表された同日における当該価格及び当該気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日でその年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格とします。）に基づき、同日において当該デリバティブ取引を

財産の種類	見積価額の算定方法
	決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下(2)において、「みなし決済損益額」といいます。）。 (2) 上記(1)以外のデリバティブ取引 イ 銀行、証券会社等から入手した価額（当該デリバティブ取引の見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法に基づいて算定されたこれらの者の提示価額に限り（以下イにおいて同じ。））に基づき算出したみなし決済損益額（その年の12月31日における価額がこれらの者から入手できない場合には、これらの者から入手したその年の12月31日前の同日に最も近い日における価額に基づき算出したみなし決済損益額。）。 ロ 上記イにより計算ができない場合には、備忘価額として1円。
貸付金	○ その年の12月31日における貸付金の元本の額。
未収入金 (受取手形を含む。)	○ その年の12月31日における未収入金の元本の額。
書画骨とう及び美術工芸品	○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。 (1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。 (2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。 (3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額。
貴金属類	○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。 (1) その年の12月31日における売買実例価額（同日における売買実例価額がない場合には、同日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額。 (2) (1)による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその財産を譲渡した場合における譲渡価額。 (3) (1)及び(2)による価額がない場合には、取得価額。
上記以外の動産 (現金、書画骨とう、美術工芸品、貴金属類を除く。)	○ 家具、什器備品、自動車、船舶や航空機などの動産で、業務の用に供する財産以外の動産である場合は、取得価額から、その年の12月31日における経過年数に応ずる償却費の額を控除した金額。 (注) 1 「経過年数に応ずる償却費の額」は、その財産の取得又は建築の時からその年の12月31日までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年として計算します。）の償却費の額の合計額。 また、償却方法は、定額法によるものとし、耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数によります。 2 家庭用動産で、かつ、その取得価額が100万円未満のものである場合

財産の種類	見積価額の算定方法
	には、その年の12月31日における当該財産の見積価額については、10万円未満のものであると取り扱って差し支えありません。

【有価証券の価額等】

Q24 金融商品取引所等に上場等していない法人の株式を保有しています。その法人の決算期は毎年12月末ですが、各期の決算が確定する時期が翌年の3月末です。この場合、この株式の見積価額をどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 金融商品取引所等に上場等されていない株式については、その年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了する事業年度における決算書等に基づき、その法人の純資産価額（帳簿価額によって計算した価額）に自己の持株割合を乗じて計算するなど合理的に算出した金額を見積価額とすることができます（法令解釈通達6の2－9(5)）。
- しかしながら、その決算の確定が財産債務調書の提出期限である翌年3月15日を超える場合もあることから、その場合には、当該事業年度の一つ前の事業年度の決算書等に基づいて見積価額を算定しても差し支えありません。

Q25 ストックオプションに関する権利を保有していますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- ストックオプションに関する権利の価額については、その目的となっている株式の種類に応じて、例えば、次の算式で計算した金額をその財産の価額として差し支えありません（通達6の2－9(5)）。

【計算式】

「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」
 － 「1株当たりの権利行使価額」 × 「権利行使により取得することができる株式数」

- また、上記算式の「その年の12月31日におけるストックオプションの対象となる株式の価額」については、例えば、金融商品取引所等に上場等されている株式の場合には、金融商品取引所等が公表するその年の12月31日の最終価格により、また、金融商品取引所等に上場等されていない株式の場合には、純資産価額に自己の持分割合を乗じるなどによって価額を算定します。
- なお、その年の12月31日が権利行使可能期間内に存しないストックオプションに関する権利については、財産債務調書への記載を要しません（通達6の2－2(1)口注書）。

Q26 財産債務調書には、有価証券等の取得価額を記載する必要があるとのことですが、どのように取得価額を算定すればよいのですか。

(答)

- 財産債務の区分のうち、「(六) 有価証券」、「(七) 匿名組合契約の出資の持分」、「(八) 未決済信用取引等に係る権利」及び「(九) 未決済デリバティブ取引に係る権利」に区分される財産については、その年の12月31日における価額のほか、取得価額の記載が必要です(国外送金等調書規則別表第三)。
- これらの財産に係る取得価額については、次のように算定することができます(通達6の2-11)

財産の種類	取得価額の算定方法
有価証券・匿名組合契約の出資の持分	○ 次の(1)、(2)又は(3)の方法により算定した価額。 (1) 金銭の払込み又は購入により取得した場合には、当該財産を取得したときに支払った金銭の額又は購入の対価のほか、購入手数料など当該財産を取得するために要した費用を含めた価額。 (2) 相続(限定承認を除く。)、遺贈(包括遺贈のうち限定承認を除く。)又は贈与により取得した場合には、被相続人、遺贈者又は贈与者の取得価額を引き継いだ価額。 (3) (1)、(2)その他合理的な方法により算出することが困難である場合には、次の価額。 イ 当該財産に額面金額がある場合には、その額面金額。 ロ その年の12月31日における当該財産の価額の100分の5に相当する価額。
未決済信用取引等に係る権利・未決済デリバティブ取引に係る権利	当該財産のその年の12月31日における価額を、同日においてそれらの取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額により記載する場合には(Q23参照)、当該財産の取得価額はゼロとします。

【匿名組合契約の出資の持分の価額】

Q27 匿名組合に出資をしています。その匿名組合の計算期間は毎年12月末日に終了しますが、計算書は翌年の3月末に送付されています。この場合、その出資の持分の見積価額をどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 匿名組合契約の出資の持分の価額については、組合事業に係るその年の12月31日又は同日前の同日に最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき、その組合の純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)又は利益の額に自己の出資割合を乗じて計算するなど合理的に算出した価額によることができます(通達6の2-9(6))。
- しかしながら、当該計算期間に係る計算書等の送付が、財産債務調書の提出期限であるその

年の翌年3月15日までに行われない場合には、当該計算期間の一つ前の計算期間の計算書等に基づいて見積価額を算出しても差し支えありません。

【家庭用動産の価額】

Q28 自宅に多数の家庭用動産を保有しています。この家庭用動産について、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①）。
- 家庭用動産については、財産の区分のうち、「現金」、「書画骨とう及び美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されます（国外送金等調書規則別表第三）。
「その他の動産」に区分される財産については、提出義務者の事務負担を軽減する観点から、一個又は一組の価額が10万円未満のものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされています。
- したがって、家庭用動産を財産債務調書に記載するに当たっては、一個又は一組の価額が10万円以上の家庭用動産について、種類別、所在別にその数量と価額を記載することとなります。
- ただし、家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が100万円未満のものについては、その動産の12月31日における見積価額が10万円未満のものと取り扱って差し支えないこととされていますので（通達6の2-9(12)(注))、その動産については、財産債務調書への記載を要しないこととなります。

Q29 自宅に多数の指輪やネックレスなどを所有しています（事業用ではありません。）。この場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 財産債務調書に記載する財産の種類、数量、価額及び所在等については、国外送金等調書規則別表第三に規定する財産の区分に応じて、同別表の「記載事項」に規定する、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に記載することとされています（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①）。
- 家庭用動産については、財産の区分のうち、「現金」、「書画骨とう」、「美術工芸品」又は「貴金属類」に区分されるものを除き、「その他の動産」に区分されますが（国外送金等調書規則別表第三、通達6の2-2(3)）、貴金属類のうち装身具として用いられるものについては、その用途が事業用のものを除き、「その他の動産」に該当するものと取り扱って差し支えありません（通達6の2-2(3)注書）。

また、「その他の動産」に区分される財産については、一個又は一組の価額が 10 万円未満のものについては、財産債務調書への記載を要しないこととされています（国外送金等調書規則別表第三）。

- したがって、お尋ねの指輪やネックレスなどの装身具については、一個又は一組の価額が 10 万円以上のものについて、財産債務調書においては、「その他の動産」に区分される財産として記載することとなります。
- なお、家庭用動産のうち、一個又は一組の取得価額が 100 万円未満のものについては、その動産の 12 月 31 日における見積価額が 10 万円未満のものと取り扱って差し支えないこととされていますので（通達 6 の 2－9 (12) (注)）、お尋ねの装身具についても同様に扱うことができます。

【保険に関する権利の価額】

Q30 生命保険に加入していますが、この生命保険の価額はどのように算定すればよいのですか。

なお、加入している生命保険契約は満期返戻金のあるものです。

(答)

- 保険（共済を含む。）に関する権利の価額は、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－9 (13)イ）。

なお、加入している生命保険契約が、満期返戻金を定期金（年金形式）で受け取ることができる内容のものであっても同様の方法により価額を算定します。

（注）損害保険契約に関する権利の価額についても同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－9 (13)イただし書）。

【定期金に関する権利の価額】

Q31 生命保険契約に基づく定期金（年金）を受け取っていますが、その価額はどのように算定すればよいのですか。

(答)

- 給付事由が発生している生命保険契約に基づく定期金についても、保険（共済を含む。）に関する権利の価額は、その年の 12 月 31 日にその生命保険契約を解約することとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額をその財産の価額として差し支えありません（通達 6 の 2－9 (13)イ）。

（注）損害保険契約に関する権利の価額についても同様の方法で算定します。

- ただし、保険会社等から、その年中の 12 月 31 日前の日においてその生命保険契約を解約す

ることとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額を入手している場合には、その額をその財産の価額として差し支えありません（通達6の2－9(13)イただし書）。

【民法に規定する組合契約等その他これらに類する契約に基づく出資の価額】

Q32 不動産投資を目的とした民法上の組合に対して出資していますが、財産債務調書には出資額を記載すればよいのですか。

（答）

○ 民法に規定する組合契約のように、営利を目的として事業を行うことができる組合に対する出資の価額は、その組合の実情に応じて、例えば、次の金額をその財産の価額として差し支えありません。

(1) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がある場合

「その年の12月31日又は同日前の最も近い日において終了した計算期間の計算書等に基づき計算したその事業体の純資産価額又は利益の額」×「自己の出資割合」

(2) その事業体が行う事業に係る計算書等の送付等がない場合

「出資額」

【信託に関する権利の価額】

Q33 保有している国債を金融機関に信託して運用しています。

このような財産の価額は、どのような方法で算定すればよいのですか。

（答）

○ 信託の利益を受ける権利には、信託財産の運用等によって生ずる利益を受ける権利と、信託終了後において信託財産自体を受ける権利とがあり、前者を収益の受益権、後者を元本の受益権といい、両者を含めて信託受益権といいます。

○ 信託受益権の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方法により価額を算定することとして差し支えありません（通達6の2－9(13)ニ）。

(1) 元本と収益との受益者が同一人である場合

「信託財産の見積価額」

（注） 信託財産の見積価額は、信託財産の種類に応じて、前記Q23の方法で算定して差し支えありません。

(2) 元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合

「(1)の価額」×「受益割合」

(3) 元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合

イ 元本を受益する場合

「(1)の価額」－「ロにより算定した価額」

ロ 収益を受益する場合

次のいずれかの方法により算定した価額。

① 受益者が将来受けると見込まれる利益の額の複利現価の額の合計額

② 「その年中に給付を受けた利益の額」×「信託契約の残存年数」

【参考】「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、信託受益権に基づき将来受ける利益の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

$$(1) \quad \text{「第1年目の利益の年額」} \times \text{「1年後の複利現価率」} = A$$

$$\text{「第2年目の利益の年額」} \times \text{「2年後の複利現価率」} = B$$



$$\text{「第n年目の利益の年額」} \times \text{「n年後の複利現価率」} = N$$

$$(2) \quad A + B + \cdots + N = \text{信託受益権の価額}$$

(注1) 上の算式中の「第1年目」及び「1年後」とは、それぞれ、その年の12月31日の翌日から1年を経過する日まで及びその1年を経過した日の翌日をいいます。

(注2) 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【預託金等の価額】

Q34 リゾート施設を利用するための会員権を保有しています。会員権を取得する際に、リゾート施設経営会社に預託金を支払っていますが、この預託金も財産債務調書の対象になりますか。

(答)

○ リゾート施設を利用するための会員権の取得に際し支払った預託金又は委託証拠金その他の保証金（以下「預託金等」といいます。）で、その年の12月31日において退会することとした場合、直ちに返還を受けることができるものについては財産債務調書に記載すべき財産に該当します。

○ また、財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日に返還を受けることができる預託金等の額によることとして差し支えありません。

【無体財産権の価額】

Q35 特許権（無体財産権）を保有していますが、その価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

○ 特許権等の無体財産権の価額は、次のいずれかの方法で算定することとして差し支えありません。

① その権利に基づき将来受けると見込まれる補償料の額の複利現価の額の合計額

② 「その年中に受けた補償料の額」×「その権利の存続期間」

【参考】「複利現価の額の合計額」とは

○ 「複利現価の額の合計額」とは、特許権等の無体財産権に基づき将来受けると見込まれる補償料の額を次の算式によって計算した金額をいいます。

$$(1) \quad \text{「第1年目の補償料の年額」} \times \text{「1年後の複利現価率」} = A$$

$$\text{「第2年目の補償料の年額」} \times \text{「2年後の複利現価率」} = B$$



「第 n 年目の補償料の年額」×「 n 年後の複利現価率」＝ N

(2) 「 $A + B + \dots + N$ 」＝将来受けると見込まれる補償料の価額

(注 1) 上の算式中の「第 1 年目」及び「1 年後」とは、それぞれ、その年の 12 月 31 日の翌日から 1 年を経過する日まで及びその 1 年を経過した日の翌日をいいます。

(注 2) 複利現価率については、その国の国債利回り等を基に計算した複利現価率によることとして差し支えありません。

【共有財産の価額】

Q36 外国に別荘を保有していますが、その別荘は配偶者との共有財産として取得しており、持分が明らかではありません。このような財産の価額はどのような方法で算定すればよいのですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産が共有財産である場合は、その財産の価額は次により算定します（通達 6 の 2－12）。

① 持分が定まっている場合

その財産の価額をその共有者の持分に応じてあん分した価額

② 持分が定まっていない場合（持分が明らかでない場合を含む。）

その財産の価額を各共有者の持分は相等しいものと推定し、その推定した持分に応じてあん分した価額

○ したがって、持分が明らかでない共有財産である別荘の価額については、各共有者の持分は相等しいものと推定し、その時価又は見積価額の 2 分の 1 の価額を財産債務調書に記載します。

(注) 国外財産調書を提出しなければならない方は、国外財産調書に記載する国外財産については、財産債務調書に記載する必要はありません（詳細は、Q18 をご確認ください。）。

【相続により取得した財産の価額】

Q37 財産の相続があった場合における財産債務調書の提出義務について、教えてください。

(答)

○ 財産債務調書の提出義務については、その年の 12 月 31 日において判断することから、相続人の財産債務調書の提出義務については、

① その年の 12 月 31 日において遺産分割が行われていない場合は、法定相続分であん分した価額により判断し、

② 遺産分割により相続人それぞれの持分が定まっている場合は、それぞれの持分に応じた価額により判断します（国外送金等調書法 6 の 2 ①本文、国外送金等調書令 10⑥、12 の 2 ④、通達 6 の 2－12）。

なお、遺産分割には遡及効があることから（民法 909）、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の財産を取得することとなりますが、当該遡及効は、遺産分割までの共有状態まで否定するものではありません。

そのため、提出後に遺産分割が行われた場合に、遺産分割による持分で再計算した財産債務調書を再提出（法定相続分であん分した価額により提出義務がないと判断していた場合は、新たに提出）する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した財産債務調書を再提出（又は提出）いただいても差し支えありません。

【借入金で取得した財産の価額】

Q38 財産を金融機関からの借入金で取得している場合、その財産の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引いてよいのですか。

(答)

- 財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④）。
- また、財産の「時価」又は「見積価額」の意義については、次のとおりとされています（通達6の2－8）（Q13、14参照）。
 - ① 財産の「時価」
その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいいます。
 - ② 財産の「見積価額」
その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。
- したがって、財産を借入金で取得した場合であっても、その財産の「時価」又は「見積価額」の価額の算定に当たり、借入金元本を差し引くことはできません。
また、財産を取得するための借入金については、債務としてその年の12月31日における金額を記載することとなります。

【外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法】

Q39 財産債務調書に記載する財産の価額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている財産の価額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

- 財産の価額及び債務の金額が外国通貨で表示される場合における当該財産の価額及び債務の金額の本邦通貨への換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書令10⑤、12の2③）。
- 具体的には、財産については、財産債務調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信買相場（TTB）又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場）により邦貨に換算し、財産債務調書に記載することとされています（通達6の2－15）。
- なお、財産が預貯金等で、取引金融機関が特定されている場合には、その預貯金等を預入れ

ている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

IV 債務の金額

【基本的な考え方】

Q40 債務の「金額」とは、どのような金額をいうのですか。

(答)

- 債務の金額は、その年の12月31日における債務の現況に応じ、确实と認められる範囲の金額をいいます（通達6の2-13）。
- 例えば、借入金については、その年の12月31日における借入金の元本の額を記載してください。

【連帯債務等の金額】

Q41 金融機関からの借入金について連帯して債務を負っている場合、財産債務調書にはどのように記載すればよいのですか。

(答)

- 債務の金額は、その年の12月31日における債務の現況に応じ、确实と認められる範囲の金額をいいます（通達6の2-13）。
- 連帯債務の金額については、連帯債務者のうちで負担割合が明らかになっている場合には、その負担割合に応じてあん分した金額を記載してください。
- なお、保証債務については、原則として記載する必要はありません。

【外貨で表示されている債務の邦貨換算の方法】

Q42 財産債務調書に記載する債務の金額は邦貨（円）によることとされていますが、外貨で表示されている債務の金額はどのような方法で邦貨に換算すればよいのですか。

(答)

- 財産の価額及び債務の金額が外国通貨で表示される場合における当該財産の価額及び債務の金額の本邦通貨への換算は、その年の12月31日における外国為替の売買相場により行うものとされています（国外送金等調書令10⑤、12の2③）。
- 具体的には、債務については、財産債務調書を提出する方の取引金融機関が公表するその年の12月31日における最終の対顧客直物電信売相場（TTS）又はこれに準ずる相場（同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い相場）により邦貨に換算し、財産債務調書に記載することとされています（通達6の2-15）。
- なお、債務が借入金等で、取引金融機関が特定されている場合にも、その借入金等を借入れている金融機関が公表する上記の相場により邦貨に換算します。

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

Q43 財産債務調書を提出等している場合の、過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 財産債務調書の提出制度は、保有する財産債務の種類、数量及び価額並びに債務の金額等の情報の提出をその財産債務を保有する方ご本人から求めるものです。

本制度においては、財産債務調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）の特例措置が設けられています（国外送金等調書法6の3）。

- 具体的には、次のような措置が講じられています。

- ① 過少申告加算税等の軽減措置（国外送金等調書法6①、6の3①）

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務^(注)に関する所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

（注） 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産を除きます（以下、②においても同様です。）。

なお、財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご留意ください（以下、②においても同様です。）。

- ② 過少申告加算税等の加重措置（国外送金等調書法6②、6の3②）

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます。

（注） 「過少申告加算税等の加重措置」は、相続税及び亡くなられた方の所得税等についての適用はありません。

- なお、修正申告等の内容に、「財産債務に係る事実」のほか、所得控除の過大適用等の「国外財産及び財産債務に係るもの以外の事実」又は重加算税の対象となる「仮装隠蔽の事実」がある場合には、これらを除いた部分の本税額が、①の軽減措置又は②の加重措置の対象となります（国外送金等調書令12の3①、国外送金等調書規則16）。

【加重措置の適用要件】

Q44 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置とは、財産債務調書の提出がない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務^(注)の記載がない場合（重要な事項の記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重される措置をいいます（Q43 参照）。

（注） 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産を除きます。

なお、財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- この過少申告加算税等の加重措置は、具体的には以下の要件のいずれも満たす場合に適用されます（国外送金等調書法 6②、6の3②）。

- ① 財産債務に係る所得税等に関して修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下「修正申告等」といいます。）があること
- ② ①の修正申告等について過少申告加算税（国税通則法 65）又は無申告加算税（国税通則法 66）の規定が適用されること
- ③ 提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がないとき、又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき①の修正申告等の基因となる財産債務についての記載がないこと（財産債務調書に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。）

- なお、上記③の要件にある財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となります。

ただし、年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合は、これらの財産債務は、その年分の財産債務調書（その年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用について判断することとなります（国外送金等調書法 6③、6の3③）。

【加重措置における「財産債務に関する所得税等の申告漏れ」とは】

Q45 過少申告加算税等の加重措置における、「財産債務に関する所得税等の申告漏れ」とは、具体的にどのようなことをいうのですか。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置は、財産債務に関する所得税等の申告漏れを対象とするもので

すが、「財産債務に関する所得税等」とは、財産債務^(注)に関して生ずる次の所得に対する所得税等とされています（国送金等調書令 12 の 3 ①、国外送金等調書規則 16）。

（注） 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産を除きます。

なお、財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- ① 財産から生じる利子所得又は配当所得
- ② 財産の貸付け又は譲渡による所得
- ③ 財産が株式を無償又は有利な価額で取得することができる権利等（いわゆるストックオプション等）である場合におけるその権利の行使による株式の取得に係る所得
- ④ 財産が生命保険契約等に関する権利である場合におけるその生命保険契約等に基づき支払を受ける一時金又は年金に係る所得
- ⑤ 財産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに類するもの（以下「特許権等」といいます。）である場合におけるその特許権等の使用料に係る所得
- ⑥ 債務の免除による所得
- ⑦ 上記①から⑥までの所得のほか、財産債務に基因して生ずるこれらに類する所得

○ したがって、「財産債務に関する所得税等の申告漏れ」とは、財産債務に直接基因して生ずる上記の所得に対する所得税等の申告がなかったことをいいます。

（注） 過少申告加算税等の加重措置の詳細については、Q43 をご参照ください。

【年の途中で財産債務を有しなくなった場合】

Q46 平成 28 年中に国内で保有していた B 社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。

（答）

○ 過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となります。

ただし、「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合」には、これらの財産債務は、その年分の財産債務調書（その年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用について判断することとなります（国外送金等調書法 6 ③、6 の 3 ③）。

○ したがって、お尋ねの場合、平成 28 年中に保有する B 社株式の全てを譲渡していること及び当該譲渡に伴い生じた所得について申告漏れがあったことから、上記の「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合」に当たると考えられますので、過少申告加算税の加重措置の適用については、その年分の前年分、つまり

平成 27 年 12 月 31 日において所有する財産につき、平成 28 年に提出すべき財産債務調書により判断することとなります。

- なお、銘柄、用途及び所在が同一であることから、同一の区分として記載されることとなる株式^(注1)について、その一部を譲渡した場合においても、これらの譲渡した株式については、その年分の前年分、つまり平成 27 年 12 月 31 日において所有する財産につき、平成 28 年に提出すべき財産債務調書により判断することとなります。

(注1) 同一の銘柄の株式であっても、預入先の証券会社の営業所等が異なる場合や用途が異なる場合には、その異なるごとに「個々の財産」として記載する必要がありますので、上記の取扱いに当たっては、ご注意ください。

(注2) 過少申告加算税等の加重措置の概要及び要件の詳細については、Q43 及びQ44 をご参照ください。

【提出期限後に提出された財産債務調書の取扱い】

Q47 提出期限内に財産債務調書を提出することができなかった場合、過少申告加算税等に係る軽減措置の適用を受けることはできないのですか。

(答)

- 提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、その財産債務に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、過少申告加算税等の特例を適用することとされています（国外送金等調書法 6 ④、6 の 3 ③）。
- したがって、提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、財産債務等に関する所得税等又は相続税について申告漏れが生じた場合における過少申告加算税等の軽減措置の適用を受けることができる場合があります。

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q48 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。

(答)

○ 財産債務調書はその年の翌年の3月15日までに提出していただく必要がありますが、提出した財産債務調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限内だけでなく、期限後であっても、再度提出していただくことで、訂正が可能です。

○ この際には、当初提出した財産債務調書及び財産債務調書合計表に記載済みの財産債務を含め、全ての財産債務を記載していただく必要があります。

(注) 誤りや記載漏れのあった財産債務のみを記載して財産債務調書等を再提出するものではありませんのでご注意ください。

○ なお、財産債務調書の記載事項については、Ⅱ 財産債務調書の記載事項等の、Q4からQ18をご参照ください。

○ これらは、後に、財産債務に関して所得税や相続税の申告漏れ等が生じた場合、過少申告加算税等の特例の適否の判断等を円滑に行うために記載を求めるものですので、財産債務調書の記載に当たっては、正確な記載をお願いします。

(注) 期限後の提出であっても、それが所得税等の更正等を予知してされたものでないときは、期限内に提出されたものとされます(国外送金等調書法6④、6の3③)。